

食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について
(抜粋)

平成19年7月12日
食料・農業・農村政策審議会決定
平成20年3月7日改正
平成20年5月15日改正
平成20年7月25日改正
平成21年1月27日改正
平成21年7月23日改正

第1条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 名 称 | 所 掌 事 務 |
|--------|---|
| 家畜衛生部会 | <p>1 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>2 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項であって、家畜衛生に係るリスク評価に関する事項を調査審議すること。</p> |

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会運営内規

〔平成十九年八月二十四日
食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会決定〕

第一条 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会（以下「部会」という。）の運営は、食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）及び食料・農業・農村政策審議会議事規則（以下「議事規則」という。）に規定するもののほか、この内規によつて行ふ。

2 部会の運営に関しこの規定に定めのない事項については、部会長が定めるところによる。

第二条 議事規則第九条の規定により部会に、次の表の上欄に掲げる小委員会を置き、これらの小委員会の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

| 名 称 | 所 掌 事 務 |
|-----------|---|
| 牛豚等疾病小委員会 | 一 家畜衛生部会の所掌事務のうち、牛豚等の疾病に係る専門的、技術的な事項を調査審議すること。 二 牛豚等の疾病に係る専門的、技術的な助言を行うこと。 |
| 家きん疾病小委員会 | 一 家畜衛生部会の所掌事務のうち、家きんの疾病に係る専門的、技術的な事項を調査審議すること。 二 家きんの疾病に係る専門的、技術的な助言を行うこと。 |
| プリオン病小委員会 | 一 家畜衛生部会の所掌事務のうち、プリオン病に係る専門的、技術的な事項を調査審議すること。 二 プリオン病に係る専門的、技術的な助言を行うこと。 |

第三条 小委員会の会議は、部会長が招集する。

第四条 小委員会に小委員長を置き、小委員会に属する臨時委員の互選によつてこれを定める。

第五条 小委員会の議長は、小委員長をもつて充てる。

第六条 小委員長は、小委員会の会議における審議の経過を部会の会議に報告する。